

第10期東近江市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画の基本理念及び基本方針（案）

◆基本理念

基本理念	誰もが生きがいをもち、共に支え合い、安心して暮らし続けることができるまち
背景	<p>医療・介護双方のニーズを有する要介護高齢者が増加する一方で、様々な生きがいを求める高齢者も増加しています。今後、人口の減少が見込まれる中、高齢者であっても「生涯現役」として持っている能力を発揮し、「支え合い」や「共生」ができるような地域に変わっていく必要があります。</p> <p>このため、健康寿命を延ばして、全ての高齢者がいつまでも住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる仕組みづくりを推進することが重要です。</p>

◆基本方針

基本方針	1	介護予防の推進
	2	可能な限り住み慣れた地域で生活するための環境整備
	3	「新しい認知症観」に基づく共生社会の実現に向けた認知症施策の推進
	4	個人の尊厳が守られ、安全で安心な生活の確保
	5	地域を基盤とする包括的な支援体制の構築
	6	介護保険の安定した運営
背景	<p>地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの推進及び2040年の到来に備えて、基本理念を実現するための具体的な取組方針として、6つの基本方針を設定しました。</p>	

◆施策の体系図（案）

基本理念	大項目	基本方針	中項目	基本施策	小項目	施策
誰もが生きがいを持ち、共に支え合い、安心して暮らし続けることができるまち	第1章	介護予防の推進	1-1	保健事業と介護予防の一体的な取組	1-1-1	フレイル予防と健康づくり
					1-1-2	高齢者の活動の場の充実
			1-2	介護予防・生活支援サービス事業の充実	1-2-1	多様なサービスの推進
			1-3	自立支援型ケアマネジメントの推進	1-3-1	自立支援型ケアマネジメントの推進
	第2章	可能な限り住み慣れた地域で生活するための環境整備	2-1	在宅医療・介護の連携強化	2-1-1	在宅療養に向けた市民の理解
					2-1-2	在宅医療・介護の連携強化と環境整備
			2-2	介護サービス基盤の整備	2-2-1	地域密着型サービスの充実
			2-3	高齢者の住まいと生活の一体的な支援	2-3-1	高齢者の住まいの多様化・充実に向けた環境整備
	第3章	「新しい認知症観」に基づく共生社会の実現に向けた認知症施策の推進	3-1	新しい認知症観の普及・啓発活動の推進	3-1-1	普及啓発活動の推進
			3-2	早期支援体制の構築及び適切なケアの推進	3-2-1	早期支援体制の構築及び適切なケアの推進
			3-3	共生の地域づくりの推進	3-3-1	共生と社会参加の推進
	3-3-2	若年性認知症の啓発と支援体制の構築				
	第4章	個人の尊厳が守られ、安全で安心な生活の確保	4-1	高齢者の人権尊重と権利擁護	4-1-1	高齢者虐待の防止・高齢者の養護者に対する支援の推進
					4-1-2	成年後見制度の利用促進
			4-2	安全で安心な暮らしの確保	4-2-1	災害・感染症等における支援体制の整備
					4-2-2	高齢者が自立して生活ができる環境の整備
	第5章	地域を基盤とする包括的な支援体制の構築	5-1	地域包括支援センターの機能強化	5-1-1	地域包括支援センターの体制強化・整備
					5-1-2	高齢者の総合相談窓口の普及・啓発
	5-2	地域支え合い体制づくりの推進	5-2-1	地域支え合い体制づくりの推進		
			5-2-1	地域支え合い体制づくりの推進		
	第6章	介護保険の安定した運営	6-1	介護保険の安定した運営	6-1-1	介護保険の安定した運営
6-2			介護サービスの質の向上	6-2-1	介護人材の確保と生産性の向上	

◆日常生活圏域

日常生活圏域は、第3期計画から創設され、高齢者の住み慣れた環境での生活や介護の支援体制を構築する地域の単位であり、地域密着型サービスの基盤等を整備していくための基本単位となるものです。また、地域包括ケアシステムを展開していくための基本単位ともなるものです。

本市においては、第3期以降、合併前の区域を基本として、それぞれの地域の特徴を踏まえ、日常生活圏域を設定してきました。

第10期においても、これまでの基盤整備等の状況を踏まえ、現在の10圏域を維持し、住み慣れた地域で生活ができるように地域包括ケアシステムを推進します。

■本市の日常生活圏域（10圏域）



八日市西（平田、市辺、中野）	愛東
八日市東（玉緒、御園、南部）	湖東
八日市（八日市、建部）	能登川東（JR能登川駅の東側）
永源寺	能登川西（JR能登川駅の西側）
五個荘	蒲生

◆第10期東近江市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定業務進行管理計画表（案）

事務事業名称及び項目	進 行 計 画											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和7年度 アンケート調査		委託業務概要書提出	事業者公募 契約審査委員会	事業者決定・契約 運営協議会 R6 検証	調査項目検討		調査項目の修正 運営協議会 調査項目検討	調査用紙の配布・回収 (被保険者・家族・事業所等) 運営協議会 R7 前期検証		調査集約・分析 調査報告書の作成 運営協議会 調査結果中間報告		成果物検収・精算支払
令和8年度 計画策定			事業計画構成・指針協議 6/25 運営協議会 R7 検証 事業計画骨子(案)協議	作業部会 事業計画原案作成		運営協議会 事業計画案①		市長答申 関係部課協議 意見集約 計画原案修正 運営協議会 事業計画案②		パブリック・コメント 議会説明 ※介護報酬 決定	運営協議会 パブリック・コメント 結果報告	最終校正・原案完成・印刷・製本
				作業部会・専門部会								

専門部会・作業部会体制

介護予防・認知症施策部会

(専門部会) 8名

	氏名	代表
部会長	釜谷 恵美子	被保険者代表2号
	古道 武夫	医療、保健、福祉団体等代表
	西堀 朱実	医療、保健、福祉団体等代表
副部会長	菱田 千珠	医療、保健、福祉団体等代表
	石田 さき子	医療、保健、福祉団体等代表
	小川 益弘	医療、保健、福祉団体等代表
	大田 初代	医療、保健、福祉団体等代表
	小菅 知子	医療、保健、福祉団体等代表

(作業部会) 7名

	氏名	人数	氏名
部会長	地域包括支援センター	2名	河島センター長 高橋副主幹
	健康推進課(保健C)	1名	安井係長
	保険年金課	1名	松井係長
	地域医療政策課	1名	平田課長補佐
	長寿福祉課	2名	脇参事
			奥居主任

協議内容 基本方針1 介護予防の推進
基本方針3 「新しい認知症観」に基づく共生社会の実現に向けた認知症施策の推進

環境整備・権利擁護部会

(専門部会) 7名

	氏名	代表
副部会長	吉居 有美子	被保険者代表1号
	田中 佳子	被保険者代表2号
	楠神 涉	サービス事業者(居宅介護サービス)
	堤 洋三	サービス事業者(地域密着型サービス)
	中澤 眞智子	医療、保健、福祉団体等代表
	伊藤 新之右	医療、保健、福祉団体等代表
	部会長 高田 佐介	医療、保健、福祉団体等代表

(作業部会) 8名

	所属	人数	氏名
部会長	長寿福祉課	4名	上田課長 上田係長 佐藤係長 苗村主査
			福祉政策課
副部会長	地域包括支援センター	3名	金子主査 若林主任 中井主事

協議内容 基本方針2 可能な限り住み慣れた地域で生活するための環境整備
基本方針4 個人の尊厳が守られ、安全で安心な生活の確保

支援体制整備・介護保険部会

(専門部会) 6名

	氏名	代表
副部会長 部会長	澤田 瀬平	被保険者代表1号
	中村 明久	費用負担者
	九里 美和子	学識経験者
	森野 才治	公益代表
	前田 岳史	サービス事業者(居宅介護支援)
	後藤 清	サービス事業者(介護保険施設)

(作業部会) 8名

	氏名	人数	氏名		
部会長	長寿福祉課	6名	堀口課長補佐 上田係長 佐藤係長 前川係長 下野主事 増田主事		
			地域包括支援センター	2名	小林センター長補佐 今井主任

協議内容 基本方針5 地域を基盤とする包括的な支援体制の構築
基本方針6 介護保険の安定した運営

第10期東近江市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・ 認知症施策推進計画策定について

I 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画とは

1. 高齢者保健福祉計画

高齢者保健福祉計画は、高齢者の福祉の増進を図るため、老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づき策定する計画であり、介護保険事業計画を包括する上位の計画と位置づけられ、両計画の連携と調和を保つため一体的な計画として策定します。高齢者保健福祉計画は、介護保険給付対象者のみならず、給付対象外の高齢者福祉サービスを含めた、高齢者保健福祉事業全般にわたる供給体制の確保に関する総合的な計画です。

老人福祉法 第20条の8第1項

市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

2. 介護保険事業計画

介護保険事業計画は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るため、介護保険法第117条第1項の規定に基づき策定する計画です。

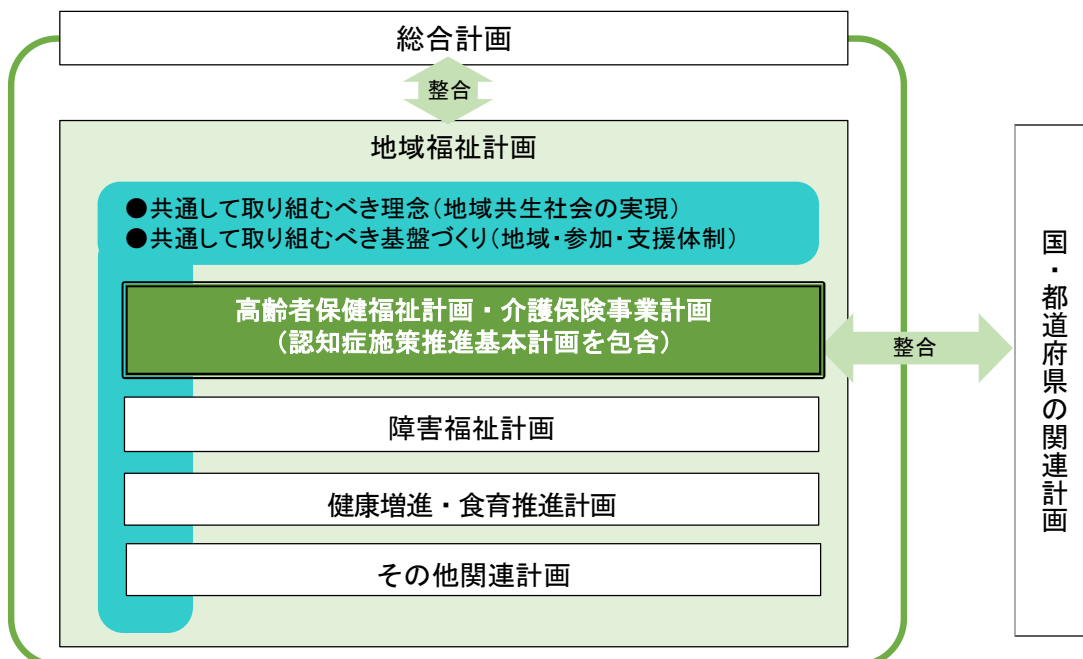
介護保険法 第117条第1項

市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

3. 認知症施策推進計画

本計画は「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づき、国の方針と地域の実情を踏まえて策定する総合的な計画です。介護保険事業計画等の関連計画と整合を図り、内容が重複する場合は一体的な計画として策定することも可能です。また、介護保険の枠組みにとどまらず、普及啓発、認知症バリアフリー、意思決定支援、医療体制、災害対策など、認知症の人と家族等の暮らしに関わる広範な施策を網羅した、総合的な計画として位置づけられます。

【概念図】



I 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画とは

○都道府県及び市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画を定めることとされており、基本指針は計画作成上のガイドラインの役割を果たしています。

○基本指針では、以下の事項について定めることとされています。

- ・介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施に関する基本的事項
- ・市町村介護保険事業計画において介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項
- ・その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために必要な事項

○第10期（令和9年度～11年度）においても、第9期計画と同様に、2040年度等を見据えた中長期的な推計及び第10期の目標の設定が求められています。

第1期	平成12年4月介護保険法施行
第2期	
第3期	平成17年改正（平成18年4月等施行） ○ 介護予防の重視 （要支援者への給付を介護予防給付に。 地域包括支援センターを創設 、介護予防ケアマネジメントは地域包括支援センターが実施。介護予防事業、包括的支援事業などの 地域支援事業の実施 ）。 ○ 小規模多機能型居宅介護等の地域密着サービスの創設 、介護サービス情報の公表、負担能力をきめ細かく反映した第1号保険料の設定など。
第4期	平成20年改正（平成21年5月施行） ○介護サービス事業者の法令遵守等の業務管理体制整備。休止・廃止の事前届出制。休止・廃止時のサービス確保の義務化等。
第5期	平成23年改正（平成24年4月等施行） ○ 地域包括ケアの推進 。 24時間対応の定期巡回・随時対応サービスや複合型サービスの創設 。 介護予防・日常生活支援総合事業の創設 。介護療養病床の廃止期限の猶予（公布日）。 ○ 医療的ケアの制度化 。介護職員によるたんの吸引等。有料老人ホーム等における前払金の返還に関する利用者保護。
第6期	平成26年改正（平成27年4月等施行） ○ 地域医療介護総合確保基金の創設 。 ○地域包括ケアシステムの構築に向けた 地域支援事業の充実 （在宅医療・介護連携、認知症施策の推進等）。 ○全国一律の予防給付（訪問介護・通所介護）を市町村が取り組む 地域支援事業に移行し、多様化 。 ○低所得の第1号被保険者の 保険料の軽減割合を拡大 、一定以上の所得のある利用者の自己負担引上げ（平成27年8月）等。 ○ 特別養護老人ホームの入所者を中重度者に重点化 。
第7期	平成29年改正（平成30年4月等施行） ○全市町村が保険者機能を発揮し、 自立支援・重度化防止 に向けて取り組む仕組みの制度化。 ○「日常的な医学管理」、「看取り・ターミナル」等の機能と「生活施設」としての機能を兼ね備えた、 介護医療院の創設 。 ○特に所得の高い層の利用者負担割合の見直し（ 2割→3割 ）、 介護納付金への総報酬割の導入 など。
第8期	令和2年改正（令和3年4月施行） ○地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する 市町村の包括的な支援体制の構築の支援 。 ○ 医療・介護のデータ基盤の整備の推進 。
第9期	令和5年改正（令和6年4月等施行） ○医療保険者と介護保険者が 被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業 を一体的に実施することとし、介護保険者が行う当該事業を 地域支援事業として位置付け 。 ○介護サービス事業者に 経営情報の報告義務 を課した上で当該情報に係る データベースの整備 など。
第10期	令和8年改正等 ○2040年に向けて、都道府県の積極的な関与のもと、都道府県と市町村が中長期的な推計を実施することを基本指針に明確化。また、人口減少等の状況に応じ全国を主に3つの地域に分類した柔軟なサービス提供体制の構築や、頼れる身寄りがない高齢者などを支える地域づくり、新たな指標に基づく現状把握と議論、介護人材の確保・生産性向上および経営改善に向けた支援等に係る具体的な施策を、介護保険事業（支援）計画に定めることが重要。

Ⅱ 介護保険事業計画の策定サイクル

- 第10期計画は、「団塊ジュニア世代」が65歳以上になる2040年を見据え、中長期的な視野に立った施策を盛り込んだ計画となります。
- 介護保険事業計画は、国が示す基本指針や各地域の実情を踏まえた上で、3年に一度見直しが行われます。
- 国では、介護保険制度に関して「社会保障審議会介護保険部会」において議論を進め、各期介護保険事業計画の策定を前に、指針を示します。
- 令和7年度中に、各自治体（保険者）においては、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査等の各種実態調査を実施し、住民意向の把握やサービス提供体制の検討を行い、令和8年には、第10期の計画策定を進めることとなります。



Ⅲ 第10期介護保険事業（支援）計画の策定に向けて

令和8年3月9日に厚生労働省で開催された第134回社会保障審議会介護保険部会において、第10期介護保険事業計画の基本指針見直しの議論が行われました。国の基本指針の基本的な考え方や見直しのポイントは以下のとおりです。

◆第10期介護保険事業計画の基本指針（大臣告示）のポイント（案）

【基本的な考え方】

- 次期計画（第10期）の策定にあたっては、直近3年間にとどまらず、高齢者人口がピークを迎え生産年齢人口が急減する2040年を見据えた中長期的な視点を持つことが求められる。
- また、頼れる身寄りのない高齢者に関する課題や、中山間地域・大都市部といった地域ごとの特性の違い（地域3類型）に対応するため、市町村単独ではなく都道府県による広域的な関与や中長期推計・支援を強化していくことが見込まれている。
- さらに、限られた人材で持続可能な制度を維持するため、地域全体での支援体制の構築や、介護現場の生産性向上・経営改善支援を図るための具体的な施策を検討した上で、介護保険事業（支援）計画に定めることが重要となる。

【見直しのポイント（案）】

○介護サービス基盤の計画的な整備

① 介護保険事業（支援）計画の策定

- ・ 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、都道府県と市町村が2040年度を見据えた中長期的な推計を実施し、共通の課題認識を持った上で、地域の関係者を含めてサービス提供体制の在り方を検討。
- ・ 計画策定における都道府県の関与や医療・介護連携の強化等のため、計画の策定過程における議論のプロセスを整理。
- ・ 計画策定に当たって都道府県・市町村や関係者が確認すべき指標や状況の提示等により、地域の現状把握・分析や計画策定を支援。

② 地域の実情に応じたサービス提供体制の構築

- ・ 地域の類型（中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等）を念頭に置いた計画策定。中山間・人口減少地域においては、必要な対応（人材確保や生産性向上等の施策、特例介護サービスの新たな類型の活用等）について議論。
- ・ 医療との連携状況や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの入居の状況等を踏まえたサービス提供体制の構築。

○地域包括ケアシステムの深化

- ① 総合事業の多様なサービス・活動の充実に向け、多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援や質の向上を図るための分析・評価等を推進。
- ② 頼れる身寄りがない高齢者等の生活ニーズを地域課題として解決するため、関係者を含めて地域全体で対応を協議し、切れ目のない支援が提供される地域づくりを推進。
- ③ 認知症基本法及び認知症施策推進基本計画を踏まえた取組の推進。

○介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等

- ① 都道府県が主体となって介護人材確保に関するプラットフォームを構築し、地域の関係者が協働して課題解決に向けた実践的な取組を推進。
- ② テクノロジーの更なる活用等による生産性向上や、協働化・大規模化の推進等による経営基盤の強化等を推進。